様式第5号（第10条関係）

誓 約 書

公益財団法人東京しごと財団理事長　殿

暑さに配慮した職場環境づくり奨励金支給要綱（以下「要綱」という。）第10条に基づく奨励金の支給申請を行うにあたり、以下のことを誓約します。（□欄にチェックしてください。）

□ 要綱第3条第1項に定める小規模企業等に該当します。

□ 都内に本社又は主たる事業所があり、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う職場があります。

□ 支給申請日時点において、都内の本社又は事業所に勤務している常時使用する従業員であって、かつ雇用保険の被保険者である者を1名以上、6か月以上継続して雇用しています。

□ 支給申請日の前日から起算して過去5年間に東京都（東京都が他の団体等に出えん・委託して実施するものを含む。）の助成事業において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがありません。また、当該不支給決定もしくは支給決定の取り消しに係る支給申請に関与した者（法人の場合、代表者個人を含む。）ではありません。

□ 支給申請日の前日から起算して過去5年間に重大な法令違反等はありません。

□ 労働者に支払われる賃金は、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）以上となっています。

□ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していません。また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金を追加で支給しています。

□ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間（特別条項を付帯した場合はその上限時間）を超える時間外労働をさせていません。

□ 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していません。

□ 前記以外の労働関係法令について遵守しています。

□ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシャルハラスメント等を防止するための措置を取っています。

□ 支給申請日時点で、大企業が実質的に経営に参加していません。

□ 都税の未納付はありません。

□ 代表者、役員又は使用人その他の労働者若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第19条の規定により奨励金の支給決定の取消しを受けた場合には、これに異議なく応じます。あわせて、理事長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。
＊この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。
・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
・暴力団を雇用している者
・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

□ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていません。また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第19条の規定により奨励金の支給決定の取消しを受けた場合には、これに異議なく応じます。
＊接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は申請できません。

□ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等ではありません。

□ 東京都及び東京都政策連携団体に対する賃料・使用料等の債務支払いが滞っていません。

□ 民事再生法（平成11年法律第255号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く。）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在していません。

□ 会社法（平成17年法律第86号）第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされていません。

□ 過去に本奨励金を受給していません。

□ 本奨励金若しくは奨励金支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種奨励金等のうち、国及び東京都が実施するもの（国及び東京都が他の団体等に出えん・委託して実施するものを含む。）を利用又は受給したことがありません。

□ 要綱における関係書類は、理事長が必要と認めた場合は、速やかに提出します。

□ 本奨励金に関し提出する書類の内容は事実と相違ないこと、書類の写しはすべて原本と相違ないこと及び財団の職員が審査に必要な事項についての確認や検査を行う際に対応します。

□ 本事業の申請内容を、財団他事業又は東京都に照会すること及び情報提供を行うことに同意します。

□ 財団理事長が必要であると認めるときは、支給決定事業者名称、奨励金対象事業の取組成果等を公表することに同意します。

令和　　年　　月　　日

奨励金支給後に本誓約書の内容に虚偽や不正が発覚した場合は奨励金を返還します。

※個人事業主の場合のみ記入（住民票記載事項証明書どおりに記載）
個人の住所地
※企業等の所在地、名称、代表者役職、氏名は法人登記簿どおりに記入
企業等の所在地
企業等の名称
代表者　役職
代表者　氏名
※代表者氏名は自署のこと

様式第5号（第10条関係）

誓 約 書

公益財団法人東京しごと財団理事長　殿

暑さに配慮した職場環境づくり奨励金支給要綱（以下「要綱」という。）第10条に基づく奨励金の支給申請を行うにあたり、以下のことを誓約します。（□欄にチェックしてください。）

それぞれの内容を確認しながら✓を入れてください。
誓約できない内容がある場合は申請できません。
✓、日付、所在地、企業等の名称を入力後印刷し、代表者が自署してください。
その後スキャン等でPDF化し、Jグランツに貼付してください。

☑ 要綱第3条第1項に定める小規模企業等に該当します。

☑ 都内に本社又は主たる事業所があり、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う職場があります。

☑ 支給申請日時点において、都内の本社又は事業所に勤務している常時使用する従業員であって、かつ雇用保険の被保険者である者を1名以上、6か月以上継続して雇用しています。

☑ 支給申請日の前日から起算して過去5年間に東京都（東京都が他の団体等に出えん・委託して実施するものを含む。）の助成事業において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがありません。また、当該不支給決定もしくは支給決定の取り消しに係る支給申請に関与した者（法人の場合、代表者個人を含む。）ではありません。

☑ 支給申請日の前日から起算して過去5年間に重大な法令違反等はありません。

☑ 労働者に支払われる賃金は、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）以上となっています。

☑ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していません。また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金を追加で支給しています。

☑ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間（特別条項を付帯した場合はその上限時間）を超える時間外労働をさせていません。

☑ 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していません。

☑ 前記以外の労働関係法令について遵守しています。

☑ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシャルハラスメント等を防止するための措置を取っています。

☑ 支給申請日時点で、大企業が実質的に経営に参加していません。

☑ 都税の未納付はありません。

☑ 代表者、役員又は使用人その他の労働者若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第19条の規定により奨励金の支給決定の取消しを受けた場合には、これに異議なく応じます。あわせて、理事長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。
＊この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。
・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
・暴力団を雇用している者
・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

☑ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていません。また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第19条の規定により奨励金の支給決定の取消しを受けた場合には、これに異議なく応じます。
＊接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は申請できません。

☑ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等ではありません。

☑ 東京都及び東京都政策連携団体に対する賃料・使用料等の債務支払いが滞っていません。

☑ 民事再生法（平成11年法律第255号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く。）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在していません。

☑ 会社法（平成17年法律第86号）第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされていません。

☑ 過去に本奨励金を受給していません。

☑ 本奨励金若しくは奨励金支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種奨励金等のうち、国及び東京都が実施するもの（国及び東京都が他の団体等に出えん・委託して実施するものを含む。）を利用又は受給したことがありません。

☑ 要綱における関係書類は、理事長が必要と認めた場合は、速やかに提出します。

☑ 本奨励金に関し提出する書類の内容は事実と相違ないこと、書類の写しはすべて原本と相違ないこと及び財団の職員が審査に必要な事項についての確認や検査を行う際に対応します。

☑ 本事業の申請内容を、財団他事業又は東京都に照会すること及び情報提供を行うことに同意します。

☑ 財団理事長が必要であると認めるときは、支給決定事業者名称、奨励金対象事業の取組成果等を公表することに同意します。

令和　8 年　8 月　31 日

様式第１号（１枚目）の右上の日付と同日

奨励金支給後に本誓約書の内容に虚偽や不正が発覚した場合は奨励金を返還します。

※個人事業主の場合のみ記入（住民票記載事項証明書どおりに記載）
個人の住所地

※企業等の所在地、名称、代表者役職、氏名は法人登記簿どおりに記入
企業等の所在地　東京都千代田区飯田橋〇丁目〇番〇号〇〇ビル●階
企業等の名称　株式会社しごと鋳造所
代表者　役職　代表取締役
代表者　氏名　東京　花子
※代表者氏名は自署のこと

「個人の所在地」「企業等の所在地」「企業等の名称」は様式第１号の右上部分と統一してください。

個人事業主の場合、役職は不要です。

「代表者　氏名」は必ず代表者本人が自署してください。